

資料1

令和元年度愛西市学校給食運営委員会委員名簿

委員

氏名	備考	
片山 幸毅	小中学校長代表	佐織中学校長
久野 みどり	小中学校長代表	勝幡小学校長
小島 美保	小中学校長代表	草平小学校長
衛藤 義隆	小中学校長代表	立田中学校長
横井 紀宏	小中学校PTA会長代表	八開中学校PTA会長
加藤 信也	小中学校PTA会長代表	立田中学校PTA会長
榊原 康洋	小中学校PTA会長代表	市江小学校PTA会長
笠原 幸子	小中学校PTA会長代表	西川端小学校PTA会長
水田 翔	学識経験者	薬剤師会
平尾 理	教育委員会	教育長

事務局

氏名	備考
大鹿 剛史	教育部長
猪飼 政和	学校教育課長
橋本 茂	学校給食センター所長
小倉 亨	学校給食八開センター所長

資料 2

愛西市学校給食運営委員会について

○条例

愛西市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第76号）

（運営委員会）

第5条 基幹学校給食センターには、愛西市学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の委員の定数は14人以内とし、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 運営委員会の委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、愛西市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第40号）の定めるところによる。

（委嘱）

第6条 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

○規則

愛西市学校給食運営委員会規則（平成17年規則第41号）

（任務）

第3条 この会は、次の事項を審議する。

（1）学校給食の運営及び事業計画に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、重要な事項

（委員構成）

第4条 この委員は、次に掲げる者をもって組織する。ただし、給食物資の購入関係業を営む者又はこれに属する者は、委員になることができない。

（1）小中学校校長代表 4人

（2）小中学校PTA会長代表 4人

（3）学識経験者 若干名

（4）教育委員会 2人

2 委員が欠けた場合の補欠委員は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第5条 この会に次の役員を置く。

（1）委員長 1人

（2）副委員長 1人

2 役員は、委員の互選とする。

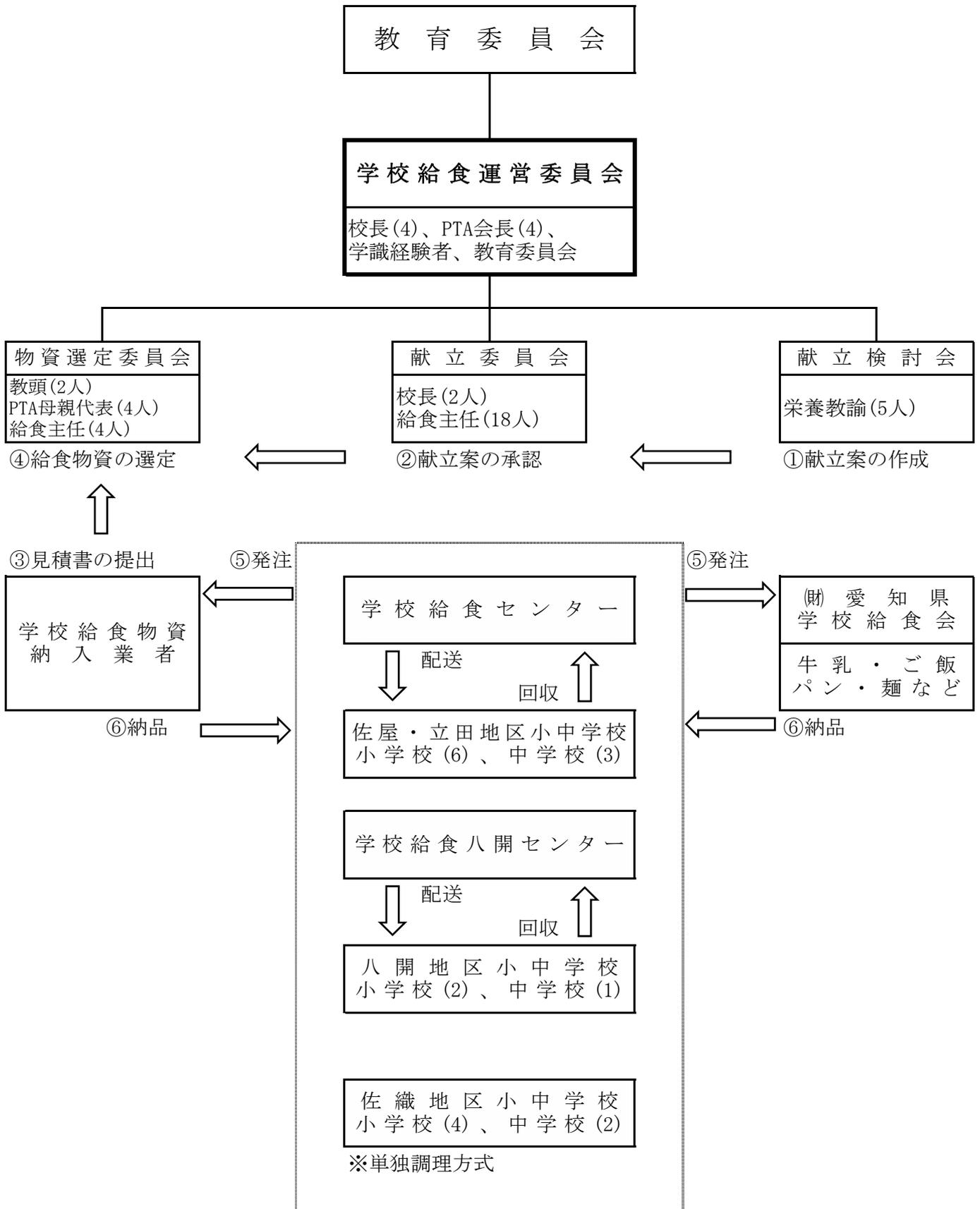
- 3 委員長は、会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要と認めるとき招集する。ただし、委員の3分の1以上から請求があったときは、委員長は会議を開かねばならない。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がないときは開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

愛西市学校給食運営組織図



資料 4

令和 2 年度学校給食事業について

1. 学校給食の開始日と終了日

	開 始 日		終 了 日	
前 期	中	4月 8日(水)	小・中	7月 20日(月)
	小・2～6年	4月 8日(水)		
後 期	小・1年	4月 13日(月)	小・中	12月 23日(水)
	小・中	9月 1日(火)		
後 期	小・中	1月 7日(木)	中・3年	3月 2日(火)
			小・6年	3月 18日(木)
			小・1～5年	3月 24日(水)
			中・1～2年	3月 24日(水)

2. 予定年間食数

(1) 児童・生徒分

	人 数	食 数
小学校	3, 045	587, 685
中学校	1, 661	322, 234
計	4, 706	909, 919

(2) 教職員分

	人 数	食 数
小学校	297	57, 321
中学校	176	34, 144
計	473	91, 465

(3) その他 21, 566食

(4) 合計 1, 022, 950食

3. 献立計画について

献立は、愛西市全域が同一のものとしています。

国の食育推進計画を受け、毎月19日を食育の日と定め地元の食材を使った献立や、郷土料理を作成します。また、月1回、かみかみ献立を実施します。

・主食

パン …… スライSPAN、レーズンロールパン、ミルクロール等

麺 …… ソフト麺、白玉うどん、きしめん、中華麺等

米飯 …… 白飯、麦ご飯、わかめご飯、赤飯、五目飯等

・牛乳

加工乳ではなく、普通牛乳で内容量は200cc

・副食

カルシウム、鉄分など、なるべく多く摂りたいものを豊富に含んだ食材を選ぶとともに、旬のものを使用し季節感を持たせる工夫をしています。

4. 児童生徒への給食指導について

(1) 献立表

献立名の紹介とともに、血・肉・骨になる食品、働く力になる食品、体の調子を整える食品に分けて、それぞれを色分けして構成材料を紹介します。

(2) 給食だより

毎月、食に関する豆知識や旬の食材を使用したレシピをお知らせします。

(3) 配膳図

学級ごとに配布し、配膳方法についてお知らせします。

(4) 栄養指導

給食時に栄養教諭が各学校を訪問し、パネルや模型を使って食についての栄養指導を行います。(例「野菜を食べよう」、「清涼飲料水の飲みすぎに気をつけよう」、「朝食について考えよう」など)

また、各学校が企画する食育に関する事業には、積極的に関わっていきます。

5. 食品検査について

(1) 検査の種類

食品の検査については、腸管出血性大腸菌O157検査・一般細菌検査・農薬検査・食品添加物検査を行います。また、調理場の衛生管理のため、場内の拭き取り検査を行います。

(2) 検査の頻度

細菌検査、農薬検査及び食品添加物検査は、年3回各調理施設ごと(8か所)に行います。

(3) 検査の対象

細菌検査は、肉類・魚介類・食肉製品・調理後の副食から抜き打ち的に行います。

農薬検査は、野菜・果物を対象として行います。

食品添加物は、練製品・食肉製品・調味料等について行います。

(4) 具体的な検査項目

細菌検査では、細菌数・大腸菌群・E. Coli・サルモネラ・黄色ブドウ球菌など、農薬検査では、有機リン系残留農薬について検査します。

食品添加物については、保存料や防カビ剤について検査します。

6. 食物アレルギー対応について

アレルギー用献立表や原料配合表などの詳細な資料提供及び除去食の提供を実施しています。除去食は、「卵・乳・えび・いか・かに」の5品目の一括除去となります。

資料5

令和2・3年度学校給食物資納入業者指定申請者一覧

受付 番号	名称又は屋号	代表者職氏名	納入希望品目	所在又は住所	事業所の概要								衛生監視票			
					冷蔵		冷凍		自動車		保冷車				従業員	
1	(株)名給	代表取締役 青木 基博	⑤～⑭	愛知県名古屋市熱田区新尾頭二丁目2番61号	92.00	m ²	508.00	m ²	9	台	44	台	316	人	97	点
2	(公財)愛知県学校給食会	理事長 中島 幸一	⑤～⑭	愛知県豊明市阿野町惣作87番地の1	878.00	m ²	1,341.00	m ²		台	7	台	25	人	100	点
3	(名)鶴見製麺所	代表社員 鶴見 悟	④、⑦	愛知県津島市百町字柴丈18番地	25.00	m ²		m ²	3	台		台	5	人	97	点
4	(株)三河屋物産 ロークス本舗事業部	取締役取締役 佐藤 伸宏	⑦、⑧、⑫、⑭	愛知県名古屋市港区寛政町5丁目33番地	16.50	m ²		m ²		台		台	25	人	97	点
5	(株)きゅうざい	代表取締役社長 小川 真也	⑥～⑬	三重県桑名市江場118-5	12.00	m ²	71.00	m ²	1	台	4	台	10	人	87	点
6	(株)ジーケーエス	代表取締役 竹尾 匡利	①～⑭	岐阜県岐阜市柳津町流通センター1丁目6番地の3	70.00	m ²	755.00	m ²	13	台	100	台	270	人	90	点
7	(株)クニトモ	代表取締役 関口 大悟	①～⑭	岐阜県多治見市美坂町6丁目21番地	73.00	m ²	11.00	m ²		台	10	台	22	人	95	点
8	(株)蟹江佐藤牛乳店	代表取締役 佐藤 元紀	②～⑭	愛知県海部郡蟹江町大字今本町通28番地	33.00	m ²	29.70	m ²	18	台	15	台	30	人	100	点
9	江崎給食品(株)	代表取締役 江崎 功	②～⑭	愛知県名古屋市中村区五反城町3-31	16.50	m ²	99.00	m ²		台	8	台	13	人	97	点
10	服部養鶏場	服部 俊二	③	愛知県愛西市西條町伊重92番地		m ²		m ²	3	台		台	3	人		点
11	フジク	渡辺 金徳	①	愛知県愛西市藤ヶ瀬東藤79番地	33.00	m ²		m ²	2	台		台	2	人		点
12	(株)コメリン	代表取締役 滝川 林弥	①、⑥、⑦	愛知県愛西市大井町五川東45番地1	2.00	m ²	1.00	m ²	3	台		台	12	人		点
13	(株)SN食品研究所 中部支店	支店長 秋山 俊彦	①、④、⑤、⑦～⑭	愛知県名古屋市中川区万町1812番地	17.42	m ²	54.94	m ²	4	台	4	台	11	人	97	点
14	愛知ヨーク(株)	代表取締役 平野 豪治	⑪、⑭	愛知県小牧市大字間々原新田字中島500番地	613.00	m ²	96.00	m ²	69	台	62	台	187	人	97	点
15	(有)肉のなか彦	代表取締役 大倉 守也	②、⑨	愛知県愛西市町方町北堤外130番地1	14.85	m ²	4.95	m ²	2	台	1	台	2	人	95	点
16	(有)佐織製麺	取締役社長 杉本 竜二	④	愛知県愛西市草平町道下171番地	50.00	m ²		m ²	3	台		台	3	人	94	点
17	(有)食研	代表取締役 杉本 佳大	①、⑥～⑭	愛知県小牧市小木南1丁目2番地の2	22.00	m ²	84.00	m ²	4	台	5	台	10	人	100	点
18	あいち海部農業協同組合	代表理事組合長 平野 和実	①	愛知県津島市大縄町9丁目63番地		m ²		m ²	3	台		台	4	人		点
19	(株)ヤクルト東海 名古屋事業所	所長 小栗 美奈子	⑪、⑭	愛知県日進市北新町北鶯90番3	42.40	m ²		m ²		台	29	台	242	人	100	点
20	(株)水野誉十郎商店	代表取締役 水野 義一	⑦	愛知県津島市白浜町字深坪23番地		m ²		m ²	4	台		台	7	人	97	点
21	お茶のいさき	代表者 上田 五三郎	⑦(茶)	愛知県愛西市西保町北川原181番地4	20.00	m ²		m ²	3	台		台	3	人		点
22	村田屋	村田 弘之	⑤	愛知県愛西市勝幡町出崎1268	24.30	m ²		m ²	3	台		台	3	人	88	点
23	(株)東海パン	代表取締役 長谷川 正己	⑭	愛知県一宮市西大海道字宅美8番地	19.00	m ²	37.00	m ²	9	台		台	59	人	97	点
24	津島中央冷蔵(株)	代表取締役 祖父江 勝仁	①	愛知県津島市高台寺町字新開1番地	866.00	m ²	90.00	m ²	6	台	1	台	10	人	100	点
25	佐藤醸造(株)	代表取締役 佐藤 亮治	⑥、⑦	愛知県あま市七宝町安松縣2743番地	22.00	m ²		m ²	10	台		台	40	人	97	点
26	海部食肉事業協同組合	代表理事 山川 浩司	②、⑨	愛知県津島市高台寺町字新開1	7.00	m ²	15.00	m ²	3	台	2	台	7	人		点

資料5

令和2・3年度学校給食物資納入業者指定申請者一覧

受付 番号	名称又は屋号	代表者職氏名	納入希望品目	所在又は住所	事業所の概要							衛生監視票				
					冷蔵		冷凍		自動車		保冷車			従業員		
27	(株)山武精肉店	代表取締役 山川 浩司	②、⑨	愛知県津島市高台寺町字新開1	7.00	m ²	15.00	m ²	3	台	2	台	7	人	95	点
28	(合資)菊里丸小商店	代表社員 小出 一財男	②、⑨	愛知県名古屋市中区松原三丁目1番12号	20.00	m ²	20.00	m ²	1	台	1	台	2	人	90	点
29	(株)大光	代表取締役社長 金森 武	①～⑭	岐阜県大垣市浅草2丁目66番地	1,225.80	m ²	2,300.74	m ²	4	台	29	台	63	人	94	点

※納入希望品目

- ①: 青果物類 ②: 食肉類 ③: 卵 ④: 麺類 ⑤: こんにゃく類、豆腐類
 ⑥: 調味料 (1)塩・酢・ソース・醤油・味噌 ⑦: 調味料 (2)⑥以外のもの
 ⑧: 乾物 ⑨: 肉加工製品類 ⑩: 水産練製品類 ⑪: 乳製品類 ⑫: 缶詰類及び添加物類
 ⑬: 冷凍食品類 ⑭: デザート類

資料 6

愛西市教育委員会告示第 3 号

愛西市学校給食アレルギー対応検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 愛西市立小中学校(以下「学校」という。)における食物アレルギーへの対応について検討するため、愛西市学校給食アレルギー対応検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校給食における食物アレルギー対応の基本方針の策定及び見直しに関すること。
- (2) 学校給食におけるアレルギー対応マニュアルの策定及び見直しに関すること。
- (3) その他学校における食物アレルギーへの対応に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから愛西市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学校関係者
- (2) 保護者代表
- (3) 学校給食関係者
- (4) 医療関係者
- (5) 消防機関関係者
- (6) 教育委員会関係者

3 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長の指名による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。